

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                      |
|-------|---|
| 28    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松浦市長

## 公表日

令和5年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務              |  |
|-----------------------------------|--|
| ①事務の名称                            | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務  |
| ②事務の概要                            | 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。<br>①予防接種の実施及び接種履歴管理<br>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力<br>③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答<br>④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答<br>⑤予防接種実費徴収<br>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して特定個人情報の照会と提供を行う。 |
| ③システムの名称                          | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                    |  |
| 新型インフルエンザ等予防接種対象者ファイル<br>宛名情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                        |  |
| 法令上の根拠                            | 番号法第9条第1項、同法別表第一93の2項<br>別表第一省令第67条の2  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携          |  |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                           | 番号法第19条第8号及び別表第二、別表第二省令第59条の2<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>第一欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2項)<br>(情報提供の根拠)<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2項)  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                 |  |
| ①部署                               | 健康ほけん課   |
| ②所属長の役職名                          | 健康ほけん課長  |
| 6. 他の評価実施機関                       |  |
|                                   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求            |  |
| 請求先                               | 松浦市総務課行政係<br>〒859-4598 TEL0956-72-1111<br>長崎県松浦市志佐町里免365番地   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ          |  |
| 連絡先                               | 松浦市健康ほけん課<br>〒859-4598 TEL0956-72-1111<br>長崎県松浦市志佐町里免365番地   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年8月8日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年8月8日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

